

農事ニテハロノ管ハ對シテ合同ニ付シテ其ノ利益ヲ享受セシメ
 合同ニイテテ一命ヲ入律テ其ノ利益ハ其ノ利益ヲ享受シテ其ノ利益
 ニシテ其ノ利益
 二種ノ利益ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 三ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 四ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 五ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 六ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 七ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 八ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 九ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益
 十ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益ニシテ其ノ利益

労働者代表者大組長

準全農政協 殆ど全農政協 殆ど全農政協 殆ど全農政協
 今今日ノ合同論ハ局外者ノ善良ナル希望ガ出タル合同論ト
 浮ビアガロウトスル人々ノ合同論ガ重ナルモノデアル、我々
 ハコノ事實ヲ冷静ニ客觀的ニ見ナケレバナラナイ
 一 体合同ハ可能デアロウカ私ハ正直ニ云フナラバ合法政黨ノ
 中間的の合同ガ可能デアルト思フ勞農黨日大黨社民黨ヲ中心ト
 シ全農政並ニ地方政黨ヲ含ム合同ハ今日ノ狀勢カラ云フト可
 能トハ信ゼラレナイ
 勞農黨ハ合同ニ關シテ次ノ聲明書ヲ出シテヲル

聲明書

現今無產政黨合同問題ガ再燃シツ、アルモトヨリ戦線ノ統
 一ハ勞農大衆ノ切實ナ要求デアル故ニ勿論吾黨ハコレヲ重
 大ナ綱領ニ掲ゲコレガ實現ニ對シテツネニカハラザル積極